

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十七号）（教職員課）

一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与を改定するための改正

二 内容

(一) 公民給与較差に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 給与制度の改正

ア 扶養手当の見直し

イ 五十五歳以上の学校職員の原則昇給停止

ウ 校長に係る期末手当の一部勤勉手当への振替え

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十九年度以降の勤勉手当の支給割合及び二

(二)は平成二十九年四月一日